愛媛県報

令和８年11月17日火曜日　第764号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

規　　則

○ 医療法施行細則の一部を改正する規則……（医療対策課）… 711

告　　示

○ 救急病院の協力申出……（医療対策課）… 727
○ 指定自立支援医療機関の指定（２件）……（健康増進課）… 727

選挙管理委員会告示

○ 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……（選挙管理委員会）… 727

規　　則

○愛媛県規則第45号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月17日

愛媛県知事　中　村　時　広

医療法施行細則の一部を改正する規則

第１条　医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

（書類の様式）

第２条　次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左　欄	右　欄
１～25 省略		
26	省令第27条の３第１項又は第29条第２項若しくは第３項の届出書（同項の規定により10日以内に提出することとされるものに限る。）	診療用放射性同位元素使用器具設置（変更・廃止）届出書（様式第15号の２）
27	省令第27条の３第２項の届出書	診療用放射性同位元素使用器具使用予定届出書（様式第15号の３）
28	省略	
29	省略	
30	省令第29条第３項の届出書（同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。）	診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書（様式第18号）
31	省略	

改　正　前

（書類の様式）

第２条　次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左　欄	右　欄
１～25 省略		
26	省略	
27	省略	
28	省令第29条第３項の届出書（同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。）	診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書（様式第18号）
29	省略	

32	省略	
33	省略	
34	省略	
35	省略	
36	省略	
37	省略	
38	省略	
39	省略	
40	省略	
41	省略	
42	省略	

（手続の方法）

第３条　次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左　欄	右　欄
１・２ 省略		
3	法第８条第１項の届出	省略
4	法第８条第２項の届出	オンライン診療受診施設設置届出書（様式第28号の２）
5	法第８条の２第２項の届出	病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開）届出書（様式第29号）
6	法第９条第１項の届出	病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止届出書（様式第30号）
7	法第９条第２項の届出	病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届出書（様式第31号）
8	省略	
9	法第30条の18の６第３項の届出	外来医師過多区域診療所開設事前届出書（様式33号の２）
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	

30	省略	
31	省略	
32	省略	
33	省略	
34	省略	
35	省略	
36	省略	
37	省略	
38	省略	
39	省略	
40	省略	

（手続の方法）

第３条　次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左　欄	右　欄
１・２ 省略		
3	法第８条　の届出	省略
4	法第８条の２第２項の届出	病院（診療所・助産所　）休止（再開）届出書（様式第29号）
5	法第９条第１項の届出	病院（診療所・助産所　）廃止届出書（様式第30号）
6	法第９条第２項の届出	病院（診療所・助産所　）開設者死亡（失踪（そう）　）届出書（様式第31号）
7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	

21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	政令第４条第４項の届出	オンライン診療受診施設設置届出事項変更届出書（様式第46号の２）
29	省略	
30	省略	
31	政令第４条の７の届出	一般社団法人計算書類等届出書（様式第48号の２）
32	政令第５条の５の４第３項の届出	実施計画変更届出書（様式第48号の３）
33	省略	
34	省略	
35	省略	

様式第２号（第２条関係）　病院（診療所）開設許可申請書

省略	
開設の予定年月日	年　月　日
開設者が外来医師過多区域において、診療所を開設しようとするものであるときは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の６第３項の届出、同条第４項の協議及び同条第６項の規定による要請に係る事項（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第１項第17号の知事が認めた者であるときは、記載を要しない。）	

注１～３　省略

４　次に掲げる書類を添付すること。ただし、⑴に掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

⑴　省略

⑵　開設者が医療法施行規則第１条の14第２項に規定する者であるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び汚水の排出に関する利害関係者の同意書の写し

ア～キ　省略

⑶・⑷　省略

５　省略

様式第18号（第２条関係）　診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書

19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	政令第５条の５の４第３項の届出	実施計画変更届出書（様式第48号の２）
29	省略	
30	省略	
31	省略	

様式第２号（第２条関係）　病院（診療所）開設許可申請書

省略	
開設の予定年月日	年　月　日

注１～３　省略

４　次に掲げる書類を添付すること。ただし、⑴に掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

⑴　省略

⑵　開設者が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第２項に規定する者であるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び汚水の排出に関する利害関係者の同意書の写し

ア～キ　省略

⑶・⑷　省略

５　省略

様式第18号（第２条関係）　診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書
省略
省略

注　省略

様式第19号（第２条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の２関係）　医療法人設立認可申請書

省略

注１　次に掲げる書類を添付すること。

⑴・⑵　省略

⑶　設立決議録（設立決議録のうち、他の添付書類と重複するものにあってはその旨を記載した上で省略し、現に医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第８条第１項の届出をした診療所（相当期間の経営実績を有する診療所に限る。以下同じ。）を経営することを目的とする場合にあっては設立趣意書に代えることができる。）

⑷　省略

⑸　当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第１項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（現に法第７条第１項の許可を受け、又は法第８条第１項の届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができる。）

⑹　省略

⑺　設立後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書（現に法第８条第１項の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。）

⑻　省略

⑼　設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと及びその権限を証する書類（現に法第８条第１項の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。）

⑽～⑿　省略

２～４　省略

様式第28号（第３条関係）　開設届出書

様式第28号（その１）

省略	
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員	
省略	
各病室の病床数	別紙のとおり
開設者が外来医師過多区域において、診療所を開設しようとするものであるときは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の６第３項の届出、同条第４項の協議及び	

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書
省略
省略

注　省略

様式第19号（第２条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の２関係）　医療法人設立認可申請書

省略

注１　次に掲げる書類を添付すること。

⑴・⑵　省略

⑶　設立決議録（設立決議録のうち、他の添付書類と重複するものにあってはその旨を記載した上で省略し、現に医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第８条の届出をした診療所（相当期間の経営実績を有する診療所に限る。以下同じ。）を経営することを目的とする場合にあっては設立趣意書に代えることができる。）

⑷　省略

⑸　当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第１項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（現に法第７条第１項の許可を受け、又は法第８条の届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができる。）

⑹　省略

⑺　設立後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書（現に法第８条の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。）

⑻　省略

⑼　設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと及びその権限を証する書類（現に法第８条の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。）

⑽～⑿　省略

２～４　省略

様式第28号（第３条関係）　開設届出書

様式第28号（その１）

省略	
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の定員	
省略	
各病室の病床数	別紙のとおり

同条第６項の規定による要請に係る事項（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第１項第17号の知事が認めた者であるときは、記載を要しない。）	
省略	
薬剤師が勤務するときは、その氏名	
勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときは、その旨	

注１・２　省略

３　次に掲げる書類を添付すること。ただし、⑴から⑶までに掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

⑴～⑶　省略

⑷　医療法第21条第１項第２号から第８号まで、第10号及び第11号並びに第２項第２号に掲げる施設並びに医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）第６条第１項及び第８条第１項に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類

⑸・⑹　省略

４　省略

様式第28号（その２）　省略

様式第29号（第３条関係）　病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開）届出書

病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開）届出書 省略 開設者（設置者）　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の名称	
省略	

注　省略

様式第30号（第３条関係）　病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止届出書

病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止届出書 省略 開設者（設置者）　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の名称	
省略	

省略	
薬剤師が勤務するときは、その氏名	

注１・２　省略

３　次に掲げる書類を添付すること。ただし、⑴から⑶までに掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

⑴～⑶　省略

⑷　医療法（昭和23年法律第205号）第21条第１項第２号から第８号まで、第10号及び第11号並びに第２項第２号に掲げる施設並びに医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）第６条第１項及び第８条第１項に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類

⑸・⑹　省略

４　省略

様式第28号（その２）　省略

様式第29号（第３条関係）　病院（診療所・助産所　　）休止（再開）届出書

病院（診療所・助産所　　）休止（再開）届出書 省略 開設者　　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
病院（診療所・助産所　　）の名称	
省略	

注　省略

様式第30号（第３条関係）　病院（診療所・助産所　　）廃止届出書

病院（診療所・助産所　　）廃止届出書 省略 開設者　　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
病院（診療所・助産所　　）の名称	
省略	

注　省略

様式第31号（第３条関係）　病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届出書

病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届出書 省略	
病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の名称	
省略	
死亡（失踪）者	
死亡（失踪宣告）年月日	省略

注１　省略

２　死亡又は失踪宣告を証明する書類を添付すること。

様式第41号（第３条関係）　医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書

省略

注１　省略

２　清算人の就任承諾書及び履歴書を添付すること。

様式第42号（第３条関係）　医療法人（地域医療連携推進法人）清算結了届出書

省略

注　不要の文字は、抹消すること。

様式第47号（第３条関係）　病院（診療所・助産所）開設届出書

省略	
薬剤師が勤務するときは、その氏名	
勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときは、その旨	
省略	

注　省略

様式第48号の３　省略

様式第49号（第３条関係）　医療法人登記完了届出書

省略

注　「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第１項、第54条の９第３項、第55条第６項、第58条の２第４項（同法第59条の２において準用する場合を含む。）及び第60条の３第４項（同法第61条の３において準用する場合を含む。）の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

注　省略

様式第31号（第３条関係）　病院（診療所・助産所＿＿＿＿＿＿）開設者死亡（失踪＿＿＿＿）届出書

病院（診療所・助産所＿＿＿＿＿＿＿＿）開設者死亡（失踪＿＿＿＿）届出書 省略	
病院（診療所・助産所＿＿＿＿＿＿＿＿）の名称	
省略	
死亡（失踪）者	
死亡（失踪宣告）年月日	省略

注１　省略

２　死亡又は失踪宣告を証明する書類を添付すること。

様式第41号（第３条関係）　医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書

省略

注１　省略

２　次に掲げる書類を添付すること。

⑴　清算人の就任承諾書及び履歴書

⑵　登記事項証明書

様式第42号（第３条関係）　医療法人（地域医療連携推進法人）清算結了届出書

省略

注１　不要の文字は、抹消すること。

２　登記事項証明書を添付すること。

様式第47号（第３条関係）　病院（診療所・助産所）開設届出書

省略	
薬剤師が勤務するときは、その氏名	
省略	

注　省略

様式第48号の２　省略

様式第49号（第３条関係）　医療法人登記完了届出書

省略

注１　「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第１項、第54条の９第３項、第55条第６項、第58条の２第４項（同法第59条の２において準用する場合を含む。）及び第60条の３第４項（同法第61条の３において準用する場合を含む。）の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

２　登記事項証明書を添付すること。

第２条　医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第15号の次に次の２様式を加える。

様式第15号の２（第２条関係）　診療用放射性同位元素使用器具設置（変更・廃止）届出書

診療用放射性同位元素使用器具設置（変更・廃止）届出書

年　月　日

愛媛県知事　様

管理者　住所
氏名

<table>
<tr><td rowspan="2">病院（診療所）</td><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">その年に使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素</td><td>種　類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>形　状</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>数　量</td><td colspan="4">ベクレル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">診療用放射性同位元素使用器具</td><td colspan="2" rowspan="2">種　類</td><td rowspan="2">最大貯蔵予定数量</td><td colspan="2">最大使用予定数量</td></tr>
<tr><td>１　日</td><td>３　月　間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>ベクレル</td><td>ベクレル</td><td>ベクレル</td></tr>
<tr><td>診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要（廃止の場合は、記載を要しない。）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴（廃止の場合は、記載を要しない。）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>予定使用開始時期（廃止年月日）</td><td colspan="5">年　月　日</td></tr>
</table>

注１　不要の文字は、抹消すること。

２　変更の届出の場合にあっては、「病院（診療所）」欄及び「予定使用開始時期（廃止年月日）」欄を除き、変更した事項について記載すること。

３　知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第15号の３（第２条関係）　診療用放射性同位元素使用器具使用予定届出書

診療用放射性同位元素使用器具使用予定届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　様

管理者　住所
　　氏名

病院（診療所）	名　　称	
	所 在 地	
翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素	種　　類	
	形　　状	
	数　　量	ベクレル

注１　不要の文字は、抹消すること。

２　知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第28号の次に次の１様式を加える。

様式第28号の２（第３条関係）　オンライン診療受診施設設置届出書

オンライン診療受診施設設置届出書 年　月　日 愛媛県知事　様 設置者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
オンライン診療受診施設の名称	
設置の場所	
敷地の面積及び平面図（車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合は、記載を要しない。）	別紙のとおり
建物の構造概要及び平面図	別紙のとおり
設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例	別紙のとおり
設置者が法人であるときは、管理責任者又は運営責任者の氏名及び連絡先	
設置の年月日	年　月　日

注１　「設置の場所」欄は、車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合は、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回を予定している地区を記載すること。

２　「建物の構造概要及び平面図」欄は、車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合は、当該車両の車種、車名及び車両番号を記載すること。

３　オンライン診療受診施設を譲り受けた者又は相続人若しくは合併により設立された法人にあっては、「敷地の面積及び平面図」欄及び「建物の構造概要及び平面図」欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

４　知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第33号の次に次の１様式を加える。

様式第33号の２（第３条関係）　外来医師過多区域診療所開設事前届出書

外来医師過多区域診療所開設事前届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　様

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

診療所の開設者が届出者以外の者であるときは、その開設者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
開設予定の診療所の名称		
開設予定の場所		
診療を行おうとする科目		
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員		
開設の予定年月日		年　　月　　日
その開設予定の場所に係る外来医師過多区域における地域外来医療の提供に関する意向の有無		
地域外来医療を提供する意向があるときは、提供する予定の地域外来医療の内容等	内容	
	提供の頻度	
	提供の時期	
地域外来医療の提供に関する意向がないときは、その理由		

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第46号の次に次の１様式を加える。

様式第46号の２（第３条関係）　オンライン診療受診施設設置届出事項変更届出書

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　様

設置者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

オンライン診療受診施設の名称			
設置の場所			
変更した事項	事　　項	変　更　後	変　更　前
変更年月日	年　　月　　日		
変更の理由			

注　知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第48号の次に次の１様式を加える。

様式第48号の２（第３条関係）　一般社団法人計算書類等届出書

一般社団法人計算書類等届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　様

主たる事務所の所在地
届出者　名称
代表者の氏名

会計年度	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
資産の総額	

注１　「資産の総額」欄には、貸借対照表上の純資産額を記載すること。

２　次に掲げる書類を添付すること。

⑴　事業報告書

⑵　貸借対照表

⑶　損益計算書

⑷　医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第９条の２の５の一般社団法人にあっては、附属明細書

⑸　その他知事が必要と認める書類

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行の際現に改正前の医療法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の医療法施行細則の規定により提出された書類とみなす。

告　示

○愛媛県告示第1150号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による救急病院である。

令和８年11月17日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	所　在　地	開設者名	認定の有効期限
加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	特定医療法人弘友会	令和11年11月10日まで

○愛媛県告示第1151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和８年11月17日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	所　在　地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふくもと心療内科	松山市古三津五丁目10番27号	医療法人安心会	松山市古三津五丁目10番27号	理事長　福　本　卓　夫	精神通院医療	令和８年11月１日
ティーズ薬局南江戸店	松山市南江戸３丁目10番26号	有限会社ティーズ・ファーマシー	松山市山越四丁目１番33号	代表取締役　田　中　智　美	精神通院医療（薬局）	令和８年11月１日
みかん薬局	宇和島市吉田町北小路200番地１	株式会社Ｒｅａｌｌｚｅ	大洲市東若宮11番地35	代表取締役　榊　原　　剛	精神通院医療（薬局）	令和８年11月１日

○愛媛県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和８年11月17日

愛媛県知事　中　村　時　広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名　称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名　称	所　在　地		
ライフアンド株式会社	新居浜市横水町10番37号	代表取締役　小　野　朱　美	母子特化型訪問看護ステーションママスマイルえひめ東	新居浜市横水町10番37号	精神通院医療	令和８年10月１日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２編第５章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和８年11月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長　三　好　賢　治

１　直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

⑴　選挙権を有する者の総数　1,081,897

⑵　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　21,638

⑶　80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　235,238

２　県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選　挙　区　別	選挙権を有する者の総数	同左の３分の１の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊　予　郡	42,037	14,013
南　宇　和　郡	16,041	5,347
松山市・上浮穴郡	421,876	136,980
今治市・越智郡	127,104	42,368
宇和島市・北宇和郡	67,100	22,367
八幡浜市・西宇和郡	31,863	10,621
新　居　浜　市	92,938	30,980
西　条　市	85,298	28,433
大洲市・喜多郡	45,006	15,002

伊　予　市	29,391	9,797
四国中央市	67,516	22,506
西　予　市	28,250	9,417
東　温　市	27,477	9,159